

高崎市立滝川小学校いじめ防止基本方針

平成31年3月31日改定

1 いじめに対する基本的な認識について

(1) いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係のある者（学校の内外を問わず同じ学校・学級、塾や文化的・体育的クラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団・グループなど）から、心理的・物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、心身の苦痛を感じているものを言う。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを公開される 等

(2) 本校のいじめのとりえ方

- ①いじめは、児童に対して暴力を振るったり、仲間はずれにしたり、集団による無視などを繰り返して、精神的・肉体的な苦痛を与える行為である。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめの疑いについて慎重に判断する必要がある。
- ②いじめは、相手に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、本人自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、児童の人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。
- ③本校の児童は、幼少期から慣れ親しんでいる間柄で、児童間の力関係が固定され、弱者への軽率な言動が目立つ。また、職員に対してもいじめのある言葉遣いや反抗的な態度を取る児童が少なくないことから、日常的に粘り強く指導する必要がある。

(3) いじめに対する本校の基本方針

- ①いじめは「どの子にも起こり得る」「誰もが被害者にも加害者にもなりうる」ことを認識し、早期発見と迅速な対応に努める。けんかやふざけ合いであっても、いじめの疑いについて慎重に判断する。
- ②「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、粘り強く指導する。
- ③教職員が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように留意し、いじめられている児童の立場に立って支援を行う。
- ④いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童・家庭・学校・地域・関係団体が一体となって取り組むことにより初めて可能となることを認識し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」認識を共有する。

2 いじめの防止に向けた取組について

(1) 「滝川小学校いじめ防止対策基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法・高崎市いじめ防止基本方針に基づき、「滝川小学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

「滝川小学校いじめ防止対策校内推進委員会」（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・その他校長が必要と認める教職員・有識者・スクールカウンセラー等）を設

置し、いじめ防止対策担当者（生徒指導主任）を選任する。

(3) 「滝川小学校いじめ防止対策校内推進委員会」といじめ防止対策担当者の役割

「滝川小学校いじめ防止対策校内推進委員会」では、いじめ防止の体制整備及び組織的な取組の推進、いじめに関する職員研修会（事例研究や講師招聘）の開催、いじめに関する月例アンケート調査の実施、いじめ防止のための児童への一斉指導、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営を行う。また、教育委員会や児童相談所など関係機関等との連携や、スクールカウンセラー、巡回指導担当、校種間の連携も視野に入れる。いじめ防止対策担当者は、「滝川小学校いじめ防止対策校内推進委員会」の中心としていじめ防止対策を推進する。

(4) いじめ防止の取組について

○ 学校全体としての取組

- ・いじめ根絶宣言ポスターを作成し、「いじめ根絶宣言」を行うとともに、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「いじめ防止プログラム」に基づいて、いじめ防止活動を行う。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎月1回実施し、児童の変化を教職員全体で共有する。

○ 児童に対する取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える学校生活環境を改善していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

①わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業づくり）

「基礎的・基本的事項の徹底習得」「意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）」「滝川小学習スタンダードの定着」

②学習規律の徹底

「チャイム着席」「正しい姿勢」「発表の仕方・聞き方」

③学級集団づくり

「話し合い活動・学級会活動の充実」「居場所づくり・絆づくり・一人一役（躍）」

④社会体験、自然体験、交流体験の充実

「豊かな体験活動の設定」「6年間を見通した体系的・計画的な体験活動の実施」

⑤児童会活動の充実

「学校行事の主体的な運営」「委員会活動の活発化」

⑥人権学習、道徳教育の推進

「一人一人のよさや違いを認め合える学習」「『いじめ』の本質や構造の理解」

⑦情報モラル（インターネットに関するいじめへの対応）

インターネット上のいじめ（誹謗中傷・書き込み・画像等の流出・拡散）は、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、インターネット上に拡散してしまった、いじめに係る書き込み・画像・動画の情報を消去することは、極めて困難であること、軽率な投稿や書き込みがいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを学年に応じて指導する。児童の全員が将来的にスマートフォンやタブレット等の機器を持つことは間違いなく、小学生の知識でも自由に扱える機能を有する機器であるが故に、正しい使い方・安全な使い方を理解する必要がある。

○ 教職員に対する取組

いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめの現状や根源を鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。児童への指導は複数体制で臨み、時系列による聞き取り等の記録は必ず残す。

○ 保護者や地域に対する取組

いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、子どもについて心配なことがあれば迷わず学校に相談するよう、呼びかける。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。地域に対しても、登下校等に見られる児童の行動について、情報を提供するよう、いじめ問題解決への理解と協力をお願いする。

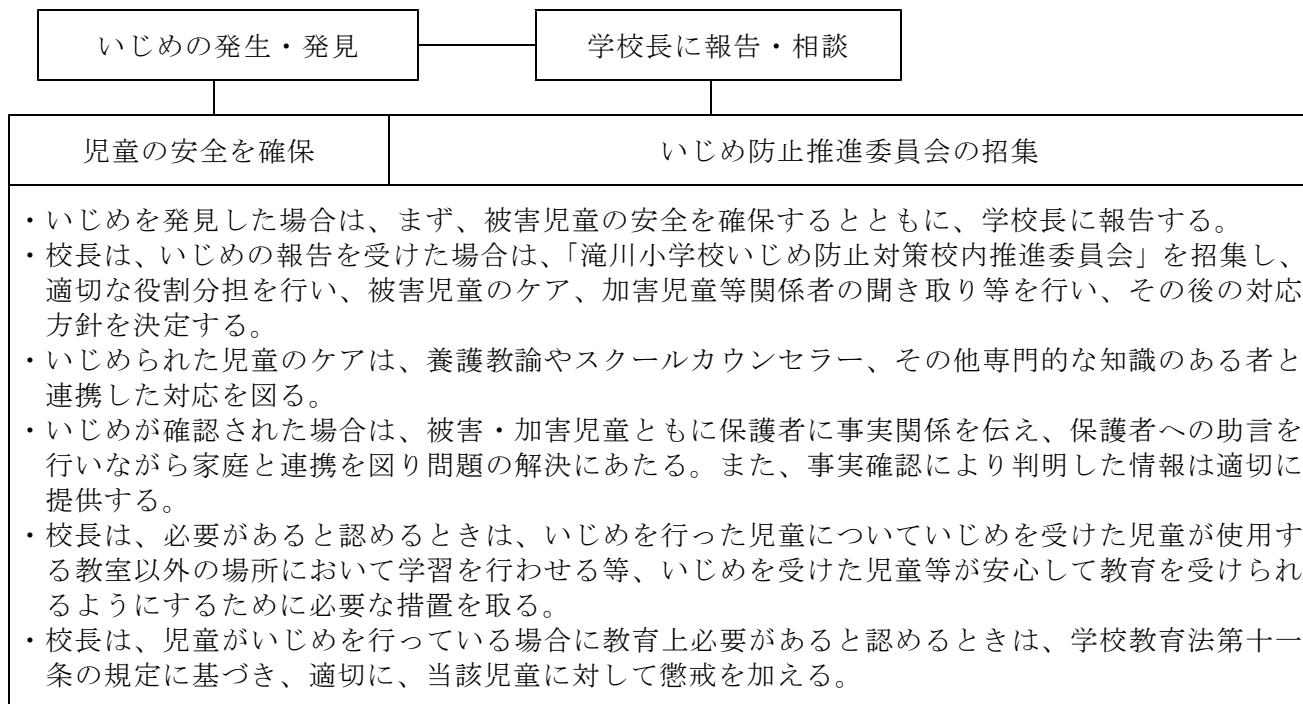
3 いじめの対処に関する方針について

いじめの早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめに気付く眼を養うことが重要である。あわせて定期的な面談や各種調査を利用する。また、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ・朝・帰りの会や授業中などの観察
- ・保健室や図書室での様子
- ・休み時間や登下校での様子
- ・個人面談の実施
- ・いじめに関するアンケートの実施と情報交換活動（生徒指導会議）の充実

4 重大事態への対処について

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「滝川小学校いじめ防止対策校内推進委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、「滝川小学校いじめ問題調査委員会」（第三者委員会）に報告し、事実関係の把握、対応等を委ねるとともに、高崎市教育委員会と連携を図り、高崎警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。



5 取組の評価・検証について

いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。